

公益社団法人 日本彫刻会
定款の施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、定款第54条の規定に基づき、公益社団法人日本彫刻会（以下会と称す）の運営に関し、必要な事項について定める事を目的とする。

(入会)

第2条 定款第6条に基づく入会申込書は、会の所定のものとする。

2 会員に推挙された者は、9月末日までに、入会金を納入しなければならない。

3 この法人の入会金は、次の通りとする。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 会友 5,000円
- (3) 賛助会員 10,000円

(会費)

第3条 会員は、毎年10月末日までに、その年度の会費を会に納めなければならない。

2 この法人の会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 60,000円
- (2) 会友 年額 45,000円
- (3) 賛助会員 年額 15,000円

(復会)

第4条

一度退会した会員が、復会を希望する場合、理事1名からの推薦を条件に、理事会の承認を得なければならない。尚、定款第9条に該当し除名となった者については、これを認めない。

2 入会金を再度収めることは要しない。

3 年度途中からの復会を希望する場合、当該年度より会費を納めなければならない。ただし日彫展開催後の場合は、会費から出品料を差し引いた額とする。

第2章 委員会及び委員

(運営委員会)

第4条 運営委員は、無審査会員の中から、別に定める内規により、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

2 会は、次の事項について理事会の諮問に答えるために運営委員会を組織する。

- (1) 日彫展に関する重要事項
- (2) 会友の推薦
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

(会務委員会)

第5条 会は、事業遂行のため会務委員会を設ける。

(委員長)

第6条 委員長は、理事の中から、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

2 委員長は、会務委員会を掌理し、業務の執行を助ける。

3 委員長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員長に事故ある時は、理事の中から、理事長がこれを委嘱する。

5 前項で、補充された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会務委員)

第7条 会務委員は、原則として、常時、委員会に出席し得る正会員の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2 会務委員は、15名以内とする。

3 会務委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 会務委員に事故ある時は、正会員の中から理事長が委嘱し、補充するものとする。

5 前項で、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会務委員の職務)

第8条 会務委員は、委員会を構成し、会の業務の執行を補佐する。また、理事会の要請により理事会に出席することができる。

(出版・広報委員会)

第9条 会は、出版・広報委員会を設け、委員は若干名とし、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱

する。

2 出版・広報委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研究誌編集委員会)

第10条 会は、研究誌編集委員会を設け、委員は若干名とし、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

2 研究誌編集委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第3章 事務所の管理・運営・職員

(管理)

第11条 事務所の管理は、定められた管理費を毎月支払い、ビルの管理人にゆだねる。

(事務所の運営)

第12条 事務所の運営については、理事会において決定する。

(事務所の使用)

第13条 事務所の使用は、理事会・委員会で使用する他は、理事長の許可を受けて使用するものとする。

(職員)

第14条 定款第11章第53条に基づく職員は、常勤事務職員とする。

(職員の採用)

第15条 常勤事務職員の採用にあたっては、理事長に、履歴書等必要書類を提出し、理事会の承認を受けるものとする。

2 常勤事務職員の採用にあたっての契約内容は、理事会において決定し、雇主と勤務者は契約書を取りかわすものとする。

3 採用が承認された者は、前項の契約内容に基づき、勤務するものとする。

(施行細則の変更)

第16条 この施行細則についての変更は、理事会及び総会の議決を経なければならない。

施行細則の変更

平成15年9月2日	一部変更
平成21年1月27日	一部変更
平成22年11月1日	
公益社団法人移行に伴い	一部変更
平成23年1月24日	一部変更
令和2年1月19日	一部変更
令和4年1月22日	一部変更